

掛川市告示第15号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

平成30年3月6日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託先

名 称 遠鉄アシスト株式会社

所在地 浜松市中区鍛冶町319番地の28

2 委託した物品売払代金

森林果樹公園において販売する果樹の売払代金

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで